軽種馬経営高度化指導研修（人材養成支援）事業実施要領
修学奨励金交付事業

制定　平成25年１月４日
改正　平成30年３月28日
改正　令和５年１月20日
改正　令和６年12月17日

（趣旨及び内容）

第１条　近年の軽種馬生産や育成においては、少子化などの影響もあり、生産育成牧場への就業者不足が喫緊の課題となっている。また、強い馬づくりのためには、就業者においても高度な知識や技術を持っていることが重要である。こうしたことから、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）は、国内軽種馬関係機関が国内の軽種馬生産育成の仕事への就業者を養成するために設置した研修機関（以下「研修機関」という。）で教育を受ける者のうち、修学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、修学奨励金（以下「奨励金」という。）を交付する。

（事業の実施）

第２条　本事業の実施に関しては、地方競馬全国協会競走馬生産振興事業補助実施要綱（平成17年３月24日16地全協畜第128号）に定めるもののほか、この要領の定めによる。

（交付対象者）

第３条　奨励金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、研修機関が行う軽種馬生産育成に関する研修課程入講の選考に合格した者（以下「合格者」という。）で、次に掲げる全ての要件を充たす者とする。

(1) 修学意欲が旺盛で、第６条第２号の規定に基づく審査により経済的理由により修学が困難と認められる者
(2) 第７条各号に規定する事項を履行する者

（研修機関の指定）

第４条　協会会長は、各号のとおり研修機関を指定する。

(1) 公益社団法人日本軽種馬協会静内種馬場
(2) 公益財団法人軽種馬育成調教センター
(3) その他、協会会長が特に指定する研修機関

（奨励金交付額）

第５条　協会会長が交付対象者に対して交付する奨励金の額（以下「奨励金交付額」という。）は、別表のとおりとする。

（奨励金交付の手続等）

第６条　合格者のうち、奨励金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）の申請に係る手続及び審査等は次の各号による。

(1) 奨励金の交付申請

申請者は、様式第１号（以下「申請書」という。）に提出書類を添えて、原則として入講手続締め切りの30日前までに協会会長に申請するものとする。

(2) 申請書の審査及び通知

① 協会会長は、申請者から前号の申請書を受理した場合は速やかに別表に定める区分及び対象世帯に該当するか審査し、申請者に対して様式第２号により審査結果を通知するとともに、交付対象者には第５条の奨励金交付見込額を通知する。

② 協会会長は、交付対象者が入講する研修機関の長あてに様式第３号により交付対象者名及び奨励金交付見込額を通知する。

(3) 奨励金の交付方法等

① 交付対象者は、研修機関入講の際に納付すべき研修費用等から奨励金交付見込額を差し引いた額を研修機関に納付するものとする。

② 協会会長は、地方競馬全国協会より本事業の選定申請に係る承認を得、かつ当該年度の交付対象者の入講をもって、前号による奨励金交付見込額を奨励金交付額とし、交付対象者に対して様式第４号により、研修機関に対しては様式第５号により、その額を通知する。

③ 協会会長は、当該年度４月末日までに、②により通知した奨励金交付額を研修機関の金融機関指定口座に振り込むものとする。

(4) 奨励金の受領

交付対象者は、前号③による奨励金の交付を受けた時に、様式第６号により協会会長に報告するものとする。

（交付対象者の義務）

第７条　交付対象者は、次号に掲げる全ての事項を履行する義務を負う。

(1) 研修中は研修機関の指導方針に従い、規律を守り、学技の向上に励むこと。

(2) 研修修了後は、研修を修了した旨を様式第７号により速やかに協会会長に報告し、国内の生産育成牧場または関連施設に原則として２年間以上就労すること。ただし、協会会長が特に認めた場合は、この限りではない。

（奨励金の返還）

第８条　協会会長は、交付対象者が第７条各号に違反した場合は、交付対象者または研修機関に対し交付した奨励金の全部または一部の返還を命じることができる。

２　交付対象者が研修機関を中途退所した場合に、研修機関は協会会長に報告するとともに、日割り計算により算出した奨励金の残金を協会に返還するものとする。また、協会は交付対象者に対し交付した奨励金の一部の返還を命ずることができる。

（奨励金交付期間）

第９条　協会会長は、当該年度の交付対象者が入講した後に、第５条に規定する奨励金の交

付を実施する。

（事業の推進）

第10条　協会会長は、本事業の円滑な実施を行うため、関係機関及び団体と密接な連携の下に事業推進を図るとともに、これら関係機関等の協力を得て事業の周知と効果的運営に努める。

（帳簿等の保管）

第11条　協会会長は、補助事業に係わる経理の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業実施の翌年度から起算して５カ年間整備保管しなければならない。

（その他）

第12条　協会会長は、本事業の実施に関して、この要領の定めによるもののほか必要な事項について、あらかじめ地方競馬全国協会の承認を受けて別に定めることができる。

附　則

（適用期日）

１　この要領は、本協会が公益認定を受け、移行の登記をした日（平成25年１月４日、以下「登記日」という。）から適用する。

（廃止）

２　軽種馬経営高度化指導研修事業実施要領(2)修学奨励金交付事業（平成22年４月１日制定）は、登記日をもって廃止する。

附　則

この要領は、平成30年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和５年２月１日から適用する。

附　則

この要領は、令和７年１月１日から適用する。

空　白